

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第15号

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成金の支払手続の特例)</p> <p><u>第10条の2 第9条第3項に規定する</u> <u>場合においては、市が助成すべき額の受</u> <u>領を受給資格者が当該医療機関等に委</u> <u>任したものとみなす。</u></p> <p><u>2 市長は、第9条第4項に規定する場</u> <u>合において、受給資格者が四日市市に助</u> <u>成すべき額の受領を委任したときは、当</u> <u>該委任に基づき支払手続を行うことが</u> <u>できる。</u></p>	<p>(助成金の支払手続の特例)</p> <p><u>第10条の2 市長は、第9条第3項に</u> <u>規定する場合において、受給資格者が四</u> <u>日市市に助成すべき額の受領を委任し</u> <u>たときは、当該委任に基づき支払手続を</u> <u>行うことができる。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)